

## 2026.1.22 第66回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第66回口頭弁論期日でした。前回の11月20日の期日から約2か月が経ちました。

御承知のとおり、1月5日、中部電力が、新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定段階で不適切な事案があったと発表しました。基準地震動の数値や評価を行った際、規制委員会に説明した方法とは異なる形のやり方をして、意図的に過小評価をしていた疑いがあったということでした。基準地震動の策定で捏造されたデータを提出していたというのです。とんでもないことです。昨年の2月に、外部から規制委員会に通報があり、規制委員会が5月に中部電力に釈明を求め、中部電力が内部調査し、昨年12月18日に中部電力が不正があったことを規制庁に報告したといいます。その結果、12月19日に規制庁が審査を停止していたとのことです。規制委員会も、1月7日、審査の停止を確認し、14日には、中部電力への報告徴収命令を出したのです。中部電力は、弁護士による第三者委員会を設置したのですが、その人選に問題があります。原子力規制委員会に勤めていた経験があり、大飯原発と大間原発の訴訟では国側の代理人として活動していた人がいると言いますし、その弁護士は、原発避難者の訴訟で国側の代理人として東京電力とともに「国に責任はない」との主張をしていたようです。どうして「第三者」といえるのでしょうか。

それはそれとして、規制委員会の審査が、中部電力の提出していたデータが捏造されたものであったことを見抜けなかったということがより大きな問題です。規制委員会は、電力会社から出されたデータをきちんと審査して結論を出したのではないのです。多くの国民は、規制委員会が合格させたのなら、その原発は安全だとしたと理解しているようです。しかし、規制委員会は、原発の安全性を確認する機関ではありません。世界一安全な基準でもないし、その基準に合致しているかどうかを自らきちんと審査することができる組織でもないということを、今回、多くの国民が知りました。

従って、国民の権利、国民の生命、身体、財産の安全を図れるのは、裁判所しかないということがはっきりしたのです。

本件訴訟は、平成23年に提訴しています。以来、15年の審理が続けられてきました。浜岡原発は、南海トラフの超巨大地震の震源域の真ん中にあります。地震

が発生したら原子炉が耐えられるかということが争点です。原発の耐震性が争点です。その耐震性は基準地震動によって判断されることとなります。その基準地震動についての中部電力の主張が、中部電力が本件訴訟に提出していた証拠が捏造されたデータによるものだったということが明らかになったのですから、中部電力の主張は撤回されなければなりません。基準地震動から津波高も求められてきましたし、取水塔の耐震性も求められてきました。これら、すべての争点に関する主張が根拠のない証拠によるものだったということになります。中部電力は、これまで提出してきた主張、証拠を撤回し、また、別の主張、証拠をだそうとする、それも、また数年かけて出そうとするでしょう。しかし、そんなことは許されないはずです。民事訴訟法は、「当事者が故意又は重大な過失により時期に後れた攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させことになると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。」と規定しています。まさに、こういう事態になっています。裁判所は、中部電力に対し、今後の攻撃防御の方法の提出をださせないようにすべきです。そうすれば、中部電力は、有効な防御方法をだしていないということですから、原告の主張を認めざるを得なくなるはずです。それが裁判のやり方です。

丁度、本件の裁判所は、「本件紛争の成熟性」に関することについて、しばらく規制委員会の結論がないから本件原子炉の運転はしばらくできないから、本件紛争の成熟性がないといえるのではと考えようとしていたのですが、この論点に対し、中部電力は、「運転を開始しなければ具体的危険性が生じない」という主張を今回の準備書面でできました。驚くべき主張です。中部電力が「もう運転をしない。」と言うのならともかく、未だに、再稼働をめざすというのであれば、いつ運転を開始するか分からないですから、具体的な危険性があると言わざるを得ません。南海トラフの巨大地震がいつ襲来するか分からないのです。中部電力が「再稼働しない」と約束しない限り、具体的な危険性があり続けると言わざるを得ません。裁判所は、中部電力が「再稼働しない」と約束しない限り、原告の主張を認める判決を直ちにしなければならないはずです。それが、司法に課せられた使命のはずです。

弁護士 鈴木敏弘